

令和8年度 高校生一日看護師体験事業実施要項（実施施設）

1 目 的

高校生が、病院において看護業務を体験することにより、看護に対する認識と理解を深めるとともに、進路の選択にあたり看護職（保・助・看）を志す動機の一助とする。

2 実施主体

公益社団法人新潟県看護協会

3 実施施設

県内の病院を対象とし、事前に看護協会が行った受入依頼に対して受入可能と回答した病院

4 実 施 日

高校生の夏季休業中に行う。原則として、令和8年7月27日（月）～令和8年8月21日（金）を県内一斉実施期間とする。ただし、土・日および8月13日～15日を除く。

5 対 象

県内の高等学校生で保健師、助産師、看護師を希望する者
（上記以外の医療関係の職業を希望する者は対象外）

6 内 容

体験する生徒が、看護に対する認識と理解を深めることができるような内容および時間配分を実施施設が決定する。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| （例）・オリエンテーション | ・看護の役割・魅力や看護教育制度について |
| ・病棟見学および看護体験 | ・懇談会 |
| ・アンケート、感想文、記念写真撮影等 | |

7 実施報告

- ・事業終了後、所定の様式にて8月31日（月）までに報告すること。
- ・様式は新潟県看護協会ホームページ⇒看護職を目指す方⇒高校生一日看護師体験⇒実施要項⇒受入病院用【ダウンロード様式】からダウンロードすること。

8 経 費

看護協会は、「請求書」に基づいて実施施設に経費の一部として下記を支払う。

- ・諸経費 @ 770円（税込）×決定通知人数分（ユニフォームクリーニング代等含）

＊参加決定通知に記載の人数で請求すること。

（令和7年度より、事前に欠席連絡のあった参加予定者分も費用弁償する。）

9 受入協力回答後の変更や中止等について

- ・受入協力の回答後に、受入中止・受入人数・日程等に変更が生じた場合は、すみやかに新潟県看護協会まで連絡すること。
- ・参加決定通知後に、病院の諸事情により体験を中止する場合は、新潟県看護協会および各高校へ必ず中止の連絡をすること。

10 その他

参加生徒の昼食は、各自持参（自己負担）とする。

特記事項

個人情報の取り扱いについて

- ・個人情報については、当会「個人情報保護法規程」に基づき適正に管理します。

（個人情報保護法規程は、新潟県看護協会ホームページに掲載）

- ・参加生徒については、申込みにおいて、体験参加中に撮影された写真等を新潟県看護協会のホームページ並びに当会広報誌等で使用することについて、同意を得たものとしています。
なお、ホームページの掲載について、削除依頼があった場合はすみやかに削除します。